



# 宮 崎 県 公 報

平成20年12月24日（水曜日）号外 第 69 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例の施行期  
日を定める規則……………（総合交通課） 1

○宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例施行規則（総合交通課） 1  
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する  
規則……………（会計課） 1

### 病院局企業管理規程

○県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理  
規程…………… 2

## 規 則

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第72号

#### 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例の施行期日を定める規則

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例（平成20年宮崎県条例第37号）の施行期日は、平成20年12月28日とする。

宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例施行規則をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第73号

#### 宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例施行規則

（目的）

第1条 この規則は、宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金条例（平成20年宮崎県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（基金への拠出）

第2条 条例第2条第1項に規定する県及び沿線自治体が拠出する資金の額は、知事と沿線自治体が協議して定める額とする。

（処分の方法）

第3条 条例第6条の規定による基金の処分は、知事と沿線自治体が協議して必要と認められた不要施設の撤去に要する費用について、補助金の交付を受けようとする沿線自治体の申請に基づき知事が行うものとする。

2 前項に規定する不要施設の撤去に要する費用には、不要施設の撤去に付随する費用で知事と沿線自治体が協議して必要と認められたものを含むものとする。

（協議会の設置）

第4条 知事は、第2条及び前条第1項に規定する協議を行うため、県及び沿線自治体の関係者で構成する協議会を設置するものとする。

2 知事は、条例第7条の規定による基金の管理に関し必要な事項を定める場合には、前項に規定する協議会の意見を聴くものとする。

（管理状況の報告）

第5条 知事は、毎年度、基金の管理の状況について、沿線自治体に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成20年12月28日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第74号

#### 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 1 (第 3 条関係) [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第 9 号)に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(5) [略]  (6)~(521) [略] [略]	別表第 1 (第 3 条関係) [略] 2 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第 9 号)に 基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)~(5) [略] <u>(6) 政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料</u> <u>(7)~(522) [略]</u> [略]

附 則

この規則は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成20年12月24日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

宮崎県病院局企業管理規程第10号

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
	区 分	単 位	金 額	備 考		区 分	単 位	金 額	備 考
	[略]					[略]			
3 分娩料	診療時間内	1児につき	100,000円	1 多胎分娩の場合	3 分娩料	診療時間内	1児につき	<u>150,000円</u> <u>90,000円</u>	1 左記の上段の金額は、単胎分娩の場合及び多胎分娩の場合の1児目の分娩料とし、左記の下段の金額は、多胎分娩の場合の
	診療時間外	同	120,000円	の2児目以降の分娩料は、 <u>1児につき左記の金額の2分の1に相当する金額とする。</u>		診療時間外	同	<u>170,000円</u> <u>100,000円</u>	2 児目以降の分娩料とする。
		同	130,000円				同	<u>180,000円</u> <u>105,000円</u>	2 在胎週数第22週未満の児の分娩の場合の分娩料は、左記の金額から3万円を減じた金額
	平日の午前0時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	130,000円			平日の午前0時から午前6時まで及び午後10時から午後12時まで並びに休日	同	180,000円 105,000円	

					2 [略]						とする。
											3 [略]
[略]						[略]					

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。